緊急

令和3年2月17日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部 本部長 晴 山 裕 康(公印省略)

令和3年1月7日に発令された緊急事態宣言が3月7日まで延長されたことに伴い、 村対策本部では、引き続き皆様に慎重な行動をとっていただくため、以下のとおりお願 いすることといたしました。重症化のリスクが高いとされる高齢者や基礎疾患(糖尿 病、心不全、呼吸器疾患など)がある方は特にご注意願います。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【緊急事態宣言が発令されている地域との往来】

不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

【感染が拡大している地域との往来】

直近1週間の新規患者数が15人以上の地域や不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域との往来は慎重に判断してください。

【基本的な感染対策の徹底】

これまで同様、常時マスクの着用、手洗い、咳エチケット、室内の換気、湿度の調節、三密(密閉、密集、密接)での会合等の回避、毎日の体温測定など健康状態の確認を継続してください。

また、発熱、咳等の体調不良時には外出を控え、「かかりつけ医」「受診・相談センター」への相談と積極的な検査を実施してください。

【健康診断及び医療機関の受診】

健診会場や医療機関では、換気や消毒などで感染予防対策をしているため、安心してがん検診などの健康診断や医療機関の受診をしてください。

【感染が拡大している地域】※2月9日現在

- 1 緊急事態宣言が発令された地域(1都2府7県) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県
- 2 感染が拡大している地域
- (1) 直近1週間の新規患者数が15人以上の地域 沖縄県
- (2) 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域 北海道(札幌市、小樽市)、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、三重県、 長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県